

財務省告示第七十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十八年二月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行方法	発行額
利付国庫債券（十年）（第二	財政法（昭和十二年法律第三	振替法の適	日本郵政公社による国債の募集	額面金額及び取得による発行
十七回）	十四号）第四條第一項及び平成	成十三年法律第七十五号。以下	機関は日本銀行とする。	うち、財政法第四條第一項の規
め十七年度における財政運営のた	め十七年度における財政運営のた	成十三年法律第七十五号。以下	機関は日本銀行とする。	定に基き発行する利付国債に
る法律（平成十七年法律第十九	る法律（平成十七年法律第十九	成十三年法律第七十五号。以下	機関は日本銀行とする。	ついては、額面金額で二十九億
号）第二條第一項並びに国債整	号）第二條第一項並びに国債整	成十三年法律第七十五号。以下	機関は日本銀行とする。	八千三百万円、平成十七年度に
理基金特別会計法（明治三十九	理基金特別会計法（明治三十九	成十三年法律第七十五号。以下	機関は日本銀行とする。	おける財政運営のための公債の
第一號）第二條第一項並びに国債整	第一號）第二條第一項並びに国債整	成十三年法律第七十五号。以下	機関は日本銀行とする。	発行の特例等に関する法律第二
の法條及びそ	の法條及びそ	成十三年法律第七十五号。以下	機関は日本銀行とする。	条第一項の規定に基づき発行す

六	七	八	九	十	十一	十二
払込金額	最低額面金額	振替単位	発行価格	募集の価格	利率	経過利率

五二円額る五円額る
 万百付利条、で利付
 円五八付付ノ国、で利
 十十債二債の整十国債
 億債に規理基七千につ
 四つ定金千三いては、
 千五百は、き発計法五
 九額、額行計法第万金
 十五面す第万金

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金額
 の整数倍の金額によるものとす
 る。平成十八年二月二十日

年一・六パーセント
 額面金額百円につき百円六十六
 額に、次の算式により算
 出した金額を第十九号に規定
 する。期日に払い込むものとす
 る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.6}{100} \times \frac{62}{365}$$

(二) 発行時において、その利率に
 係る所得税が源泉徴収されるに
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 については、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額

十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三
払込期日	募集期間	払場所	元利支	償還額	償還期限	第二期利息以後

に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国人である場合は
 は、前記^(一)の算式により算出し
 た金額に当該非居住者又は外
 国法人が適用を受ける所得税
 の税率を乗じた金額を控除
 する。ことができる。
 平成十八年六月二十日を支払
 とし、次の算式により算した
 金額を支払う。ただし、支払
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う(以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。)

$$\frac{\text{償還総額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利息を支払う。
 平成二十七年十二月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十八年二月六日から平成
 十八年二月四日まで